

令和4年度事業計画

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「JWセンター」という。）は、産業廃棄物の適正処理の推進と循環型社会の形成を目指して、電子マニフェスト事業及び教育研修事業の安定的運営と社会的ニーズに即応した積極的な事業展開を推進するとともに、感染性廃棄物容器評価事業、調査事業、国際協力事業、広報事業等の各種事業を実施する。

I 電子マニフェスト事業

令和3年12月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月19日閣議決定）に掲げられた電子マニフェスト普及目標（令和4年度において普及率70%）を前倒しで達成し、令和4年1月以降も登録件数は順調に伸びている。令和4年度も環境省が策定した「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ（平成30年10月）」を踏まえ、引き続き、普及の促進並びにシステムの安定運用と利便性の向上を図るとともに、電子マニフェスト情報の有効活用に向けた取組みを積極的に展開する。

1. 令和4年度電子マニフェスト普及見通し

区分 年度	加入者数							マニフェスト 年間登録件数 (電子化率) (※)
	排出事業者				収集運搬 業者	処分 業者	合計	
	A料金	B料金	C料金	計				
令和3年度 実績見込み	3,730	36,000	220,000	259,730	24,000	9,600	293,330	35,600,000 (71.2%)
令和4年度 見通し	3,780	39,000	240,000	282,780	25,000	9,750	317,530	38,000,000 (76.0%)

(※) 年間総マニフェスト数を5,000万として電子化率を算出

2. 電子マニフェストの普及促進

電子マニフェストの一層の普及拡大を図るため、引き続き、国、地方公共団体、関係業界団体等と連携して以下の事業を実施する。

(1) 重点普及対象への普及活動

- 1) 電子マニフェスト導入によるメリットが大きい多量排出事業者への普及促進を図る。
- 2) 産業廃棄物の排出量が多い種類（汚泥、がれき類）において、電子マニフェストの利用割合が比較的少ない下水道業（汚泥）、建設業（がれき類）の普及促進を図るため、関係業界団体等と連携し、説明会の機会を設けるなど加入の働きかけを強化する。
- 3) 国、地方公共団体等が発注する公共事業での電子マニフェストの利用を促進するため、公共事業の所管府省、都道府県等の廃棄物担当部局、入札・契約の担当部局等に対し、公共事業における電子マニフェストの利用を積極的に働きかける。

(2) 電子マニフェスト導入説明会

国、地方公共団体、関係業界団体等と連携し、電子マニフェスト導入説明会（導入実務説明会、操作体験セミナー）をWeb会議システム等を活用して開催する。

(3) 加入者サポート

電子マニフェストを円滑に導入・利用していただくため、ホームページを通じて電子マニフェストへの加入方法や利用方法等の周知を図る。

3. 電子マニフェストシステムの安定的な運営管理

電子マニフェストシステムの機器更新を令和3年度に終え、令和4年度は安定した稼働を確保するとともに、外部からの不正アクセスの監視を強化し、引き続き、円滑かつ安定的な運営を維持する。

4. 電子マニフェスト情報の利活用の推進

電子化されたマニフェスト情報をビッグデータとして、循環型社会の形成に向けて役立つよう幅広く活用することを目指し、電子マニフェスト情報の利活用に積極的に取り組む。産業廃棄物の統計・各種届出等へのデータ活用や電子マニフェストBIツールを用いた統計情報をホームページに定期的に掲載するほか、情報提供の高度化に向け、データ精度の向上や付加価値の高い情報提供の手法等について引き続き検討する。

II 教育研修事業

1. 講習会事業

廃棄物処理法の関係規定に対応する以下の講習会を（公社）全国産業資源循環連合会及び各都道府県協会並びに（公社）日本医師会の協力のもとに、計画的に実施する。

講習会は新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から令和2年度よりオンライン講義と会場試験を組み合わせた講習会を実施してきたが、受講者のアンケート結果等を考慮し、令和4年度以降も引き続き実施する。

従来の対面型講習会については、新型コロナウイルス感染の状況等を考慮し開催を決定する。

なお、上記を踏まえて改定した受講料を令和4年度より適用する。

- 1) 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規、更新）（以下「新規講習会」、「更新講習会」という。） 6 課程

なお、新規講習会は、廃棄物の広域認定制度の適用を受けようとする者、使用済小型電子機器等の再資源化事業計画の認定を受けようとする者も受講対象として行う。

- 2) 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会及び医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会（以下「特管責任者講習会」という。） 2 課程

- 3) PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会（以下「PCB講習会」という。） 1 課程

(1) 講習会の開催計画（試験回数）

1) 新規講習会	276 回	14,400 名
2) 更新講習会	400 回	22,650 名
3) 特管責任者講習会	209 回	13,700 名

4) PCB講習会	9回	200名
計	894回	50,950名

(2) 委員会の開催

講習会を適切かつ円滑に実施するため、講習会に関する重要事項を審議する「教育研修運営委員会」、テキスト作成等に関する事項を審議する「テキスト作成委員会」及び修了試験問題等を審議する「講習会試験委員会」を各々2回開催する。

(3) 講習会Web申込新システムの運用開始

Web申込において課題となっていた顔写真データのサイズ加工等の操作性の改善、パソコンのみであった対応端末をスマートフォン及びタブレットにも拡充するなど利便性の向上を図るため、令和3年度に再構築した講習会Web申込新システムの運用を令和4年4月に開始する。

2. 研修事業

排出企業を対象にした「産業廃棄物マネジメント研修会～廃棄物処理の基礎から実務まで～」についてWeb会議システムを活用した双方向（ライブ形式）での研修会を実施する。また、業種別のマネジメント研修会（建設業、食品関連産業、化学工業）については、開催を検討する。

産業廃棄物マネジメント研修会	開催計画	20回	2,000名
	受講料	6,600円（税込み）	
		※令和3年度 6,100円（税込み）より改定	

III 感染性廃棄物容器評価事業

適正な感染性廃棄物容器の普及促進を図ることを目的として、JWセンターで定めた基準に則った評価を行うとともに、医療機関等の排出事業者や感染性廃棄物処理業者に対して容器選定の参考情報の提供等を行う「感染性廃棄物容器評価事業」を実施する。

IV 調査事業

- (1) 国内外の廃棄物情報の有効活用に関する先進事例を踏まえ、国、地方公共団体、事業者等における電子マニフェスト情報の有効活用方策やデータ分析ツールを利用した情報利活用の高度化を検討するための調査を実施する。
- (2) 電子マニフェストの普及促進及び電子マニフェストによる量的捕捉率の拡大に向けて、産業廃棄物の排出量が多い畜産農業のほか、中間処理業等を対象に、マニフェストの使用実態や電子マニフェスト導入の課題、電子マニフェスト導入効果等に関する調査を実施する。
- (3) 産業廃棄物施設における火災等の事故が近年、増加していることから、事故事例に関する調査を実施するほか、廃棄物処理分野の将来を見据えて、2050年カーボンニュートラル実現に向けた対応状況や廃棄物処理業におけるデジタル化への対応状況等に関する調査を実施する。
- (4) 国内外の産業廃棄物・リサイクル等に関する情報を収集し、整理を行うとともに、その成果については、学会発表等を通じて広く情報提供を行う。

V 国際協力事業

アジア地域における循環型社会の形成に向けて、政府の関係事業への協力等を実施する。

VI 広報事業

1. JW懇話会

JWセンターの役員等関係者間の情報交換を進めるための「JW懇話会」は、新型コロナウイルス感染症の状況等により、開催を検討する。

2. 機関誌の発行

JWセンターの事業に関する機関誌を発行する。

(1) 発行回数 年4回(季刊)

(2) 配布先 都道府県・政令市、関係団体等

3. 書籍の出版等

廃棄物処理に関する書籍「廃棄物処理法令(三段対照)・通知集(令和4年版)」の編集及び販売協力を行う。

4. ホームページ等による広報

電子マニフェスト事業、教育研修事業などJWセンターの活動、行政の動向、産業廃棄物の基礎知識、産業廃棄物処理に関する基礎データ等について、適宜ホームページに掲載するとともに、定期的なメールマガジンの送信により、JWセンター関係者(電子マニフェスト加入者や講習会等の受講者を含む。)に対する情報提供を行う。

VII その他の公益事業等

1. 全国大会の開催

産業廃棄物関係3団体((公社)全国産業資源循環連合会、(公財)産業廃棄物処理事業振興財団、JWセンター)の共催による産業廃棄物と環境を考える全国大会は、新型コロナウイルス感染症の状況等も踏まえ、今後、開催について調整する。

2. JWセンターの業務・情報システムの再構築

多様化する講習会等の開催形式に対応するとともに、受講者の利便性及び事務の効率化を図るため、老朽化した講習会等の管理システムの再構築及びWeb申込システムの拡張を令和2年度より進めており、令和3年12月から一部運用、令和4年度も継続して構築するとともに、段階的に運用を開始する。

電子マニフェスト利用料金の請求業務に係る課金請求システムは、再構築を令和3年度に終え、令和4年度は4月の加入規約等の改正を反映した運用を開始し、安定稼働を図る。

3. 情報セキュリティ対策の充実強化等

JWセンターのより一層のセキュリティ対策の充実強化を図り、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関する国際規格であるISO27001の実践・維持向上に引き続き努める。

4. Web講座の開催

JWセンター職員の産業廃棄物の知識向上や国、地方公共団体に対する貢献等を目的とした「廃棄物処理法初心者のためのWEB講座」を令和2年度より立ち上げており、引き続き、Web会議システムを利用したオンライン研修会・説明会等を開催する。